

プノンペン日本人学校入学における確認事項

(学校規則第 12 条及び入学手続き案内による)

- 日本国籍を有すること。
- 保護者及び本人が、カンボジア国に適法に在住していること。
- 保護者が、この学校が定める入学金、施設利用料、授業料等学校納付金負担能力を有すること。
- 日本語による教育が可能なこと。
- 保護者及び本人がカンボジア国に居住し、カンボジア日本人会会員又は賛助会員であること。
- 運営委員会が適当と認める者であること。
ただし、カンボジア国籍を有する者でカンボジア国教育・青年・スポーツ省が定める国際校への就学にかかる規定等に合致する者又は日本国籍を有しない者は、運営委員会が適当と認める場合に限り入学できます。
- 中学部 3 年生の受け入れは原則 6 月末日までとします。
- 特別支援教育が適切であると思われる児童生徒については、施設・設備面から、十分な教育を行えない為、入学をお断りさせていただく場合があります。

プノンペン日本人学校長 様

以上の項目について確認いたしました。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____